

鹿沼市学童保育館条例の一部改正について

次のように改める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市学童保育館条例の一部を改正する条例

鹿沼市学童保育館条例（平成 15 年鹿沼市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「放課後児童健全育成事業」の次に「（以下「放課後児童健全育成事業」という。）」を加える。

第 2 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 7 条を第 13 条とし、第 6 条を第 12 条とし、第 5 条の次に次の 6 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 6 条 次に掲げる学童保育館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(1) 鹿沼市菊沢東小学校学童保育館

(2) 鹿沼市みなみ小学校学童保育館

2 前項の規定により指定管理者が行う学童保育館の管理に関する業務は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童健全育成事業の運営に関すること。

(2) 学童保育館の利用の許可に関すること。

(3) 学童保育館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定める業務

（利用の許可）

第 7 条 指定管理者が管理する学童保育館を利用しようとする者の保護者は、

あらかじめ指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。

（利用許可の取消し等）

第 8 条 指定管理者は、利用許可を受けた保護者（以下「利用許可者」という。）又は利用許可に係る児童が次の各号のいずれかに該当するときは、学童保育館の利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けた事実が明らかになったとき。

(2) 利用許可に係る児童が第 3 条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 正当な理由なく次条に規定する利用料金を滞納したとき。

2 前項の規定により、利用許可者又は利用許可に係る児童に損害が生ずることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

（利用料金）

第 9 条 利用許可者は、別表第 2 に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受する。

（利用料金の減免）

第 10 条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

（利用料金の不還付）

第 11 条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用許可者又は利用許可に係る児童の責めに帰さない理由により、学童保育館を利用することができなくなったとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 9 条関係）

(1) 基本利用料金 児童 1 人につき次の表に掲げる基本利用料金及び加算料金を合算した額

| | |
|--------|---|
| 基本利用料金 | 月額 8, 000 円（8 月に利用する場合は、 月額 12, 000 円） |
|--------|---|

| | | |
|------|---------------|---------------|
| 加算料金 | 土曜日に利用した場合 | 日額 700 円 |
| | 時間を延長して利用した場合 | 30 分につき 150 円 |

(2) 一時利用料金 児童 1 人につき次の表に掲げる一時利用料金及び加算料金を合算した額

| | | |
|--------|---------------------------------------|---------------|
| 一時利用料金 | 日額 500 円（小学校の授業の休業日に利用する場合は、日額 700 円） | |
| 加算料金 | 時間を延長して利用した場合 | 30 分につき 150 円 |

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。